

第6章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「川越都市計画事業（仮称）日高市旭ヶ丘松の台土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

川越都市計画事業（仮称）日高市旭ヶ丘松の台土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1. 事業計画について

- (1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。
- (2) 計画地内に教育施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、事業内容について配慮すること。
- (3) 公園及び緩衝緑地帯整備の際は、在来種を導入するなど地域生態系の生物相に配慮すること。

2. 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

- ア 調査計画書では、進出予定企業が未定のため、最大の負荷が見込まれる業種として製造業、流通業を想定している。予測及び評価については、事業内容及び周辺環境への影響（交通流への影響を含む）をより具体的に把握若しくは想定した上で実施すること。
- イ 計画地内に教育施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、調査地点等の設定において配慮すること。

(2) 景観

各教育施設に沿う道路について圍繞景観の眺望地点を設定すること。

